

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第7回）議事録

■日時 令和元年11月18日（月）午前10時03分～午前10時50分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池本委員、小林委員、寺島委員、宮越委員、保高委員

■議事内容

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業
⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、景観に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。
総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。
- 2 環境影響評価書案に係る総括審議
立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）
建設事業
⇒ 騒音・振動及び景観に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。
総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。
- 3 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業【2回目】
⇒ 前回は引き続き、選定した項目について質疑及び審議を行い、総括審議へ向けた審議事項の候補を整理した。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第7回）

速 記 録

令和元年 11 月 18 日（月）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

(午前 10 時 03 分 開会)

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員 13 名のうち、7 名の出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○坂本部長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度といたしたいと思っております。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、立川都市計画道路 3・3・30 号 立川東大和線 (立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間) 建設事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議、その他となっております。

「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、資料 1-1 「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」の環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価項目の選定及び項目別審議に係る資料について説明します。

1 の選定した環境影響評価の項目はご覧の 12 項目。選定理由はお手元のグレーの調査計画書の冊子の 86 ページから 87 ページをご覧くださいと思います。

選定項目については、項目の担当委員に御検討いただいた結果、景観に意見が付されてございます。こちらについては後ほど説明します。

2の選定しなかった項目はご覧の5項目。理由はお手元のグレーの調査計画書の冊子の88ページをご覧いただければと思います。

続いて、3の都民の意見及び周知地域区長の意見です。意見書等の件数は、都民からの意見書が3件、周知地域区長からは中野区、杉並区、両区長からの2件の、合計5件となっております。

最初に都民からの主な意見ですが、日影の影響は少なく見積もり過ぎではないかという御意見や、本事業により建設される高さ165mの建築物による風環境や景観、電波障害への影響についての御意見。それから周辺開発の影響に関して、本事業だけでなく、中野駅周辺の開発計画と連動した環境影響評価が必要という趣旨の御意見などをいただいております。

今申し上げました趣旨の御意見以外については、適宜、スクロールいただいております。

続いて、周知地域区長からの意見ですが、中野区長からは、騒音・振動については熱源等の各種機器から発生する騒音・振動についての環境影響評価の御要望。それから評価基準については環境基準だけではなく、関係法令の規制基準も持ち得ることへの御要望をいただいております。

また、風環境については、事業実施の際の台風など災害対策を考慮しての事業実施の御要望。

今回選定されていない悪臭については、排水槽に由来する硫化水素による悪臭の発生が平成20年代中盤の排水槽を持つ大規模建築物にも見られることから、その設計や運用における十分な配慮、検討の御要望。

その他として、情報提供、道路環境に関する御要望を、ご覧のとおりいただいております。

続いて、杉並区長からは、住民への説明、区民の意見・要望等、公害等の防止に向けた法令等規制値への対応、電波障害、景観、日影、その他として高層建築物の外装材などによる反射光等の環境影響への留意などの御意見をいただいております。詳細については適宜スクロールしてご覧いただければと思います。

以上を踏まえまして、今回選定した項目に関して景観に意見が付されております。景観については、計画地近傍には中野四季の森公園が存在し、人の滞留が考えられることから、必要に応じて圧迫感の調査地点の追加をするとともに、その変化の程度について予測・評価することという御意見でございます。

説明は以上でございます。

○坂本部長 景観の意見となりますが、景観を担当されている宗方委員は今日欠席されていらっしゃいます。事務局でコメントを預かっておりましたらお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 はい。宗方委員からコメントを預かっておりますので、代読させていただきます。

高層ビル建設に当たっては、スカイラインの変化の程度がどれだけあるかを示すことが重要である。天空写真での圧迫感の検討の中でどれだけ影響を抑える配慮をしたかを示してほしいということでございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは御質問等がございましたらお願いします。

○池本委員 都民の主な意見の中で、環境全般のところ、「これだけ巨大な建物が影響が出ない、あるいは少ない、容認の範囲であるとは考えられません。」ということが出ていますが、今、調査計画書の段階でそういった結論の記載はないのかなと見ていたのですが、どこか、それに該当する部分があって、そこに対する御意見かどうかということはわかっていますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 高さ 165m ということについて、どこに記載があるかということでしょうか。

○池本委員 環境全般のこの御意見自体が、これが評価書案に対する御意見であれば、調査した結果、そういう結論に対して考えられないのではないかと御意見であるということ認識できるのですが、調査計画書の段階で、まだ調査する前の段階のものだと思うのですが、それに対して影響が出ないとか少ないとか、容認の範囲であるとか、そういったようなことが書かれているからこういったような御意見が出ているのか、ほかに何か理由があるのか、そのあたり何か特定されているというか、わかる範囲で検討できる、コメントできる場所がありますでしょうかということなのですが。

○森本アセスメント担当課長 実際のところはまだ評価書案のほうで調査、予測及び評価を行って、その結果を明らかにしてまいりますというのが事業者の見解ですので、この意見の趣旨がどういった形か、その背景とかということについてはわかりかねます。ただ、こちらの事業計画と調査計画書に示されている範囲で、165m のというところはもう示されていますので、それを踏まえての意見かなと思います。事業者の見解としましては、調査計画書については調査、予測及び評価の手法を選定する図書ということで、事業計画による影響につい

では、東京都環境影響評価技術指針に基づいて、この次の評価書案のところにおいて調査、予測及び評価を行い、その結果を明らかにしていくと伺っております。

○坂本部長 そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。特に御意見がほかにはないので、引き続き総括審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 それでは資料 1-2 について説明させていただきます。

「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について
(案)

第 1 審議経過

本審議会では、令和元年 9 月 26 日に「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について(以下「調査計画書」という。)諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、こちらのとおりです。諮問、それから部会での審議、審議会での答申の予定ということで示しております。

第 2 審議結果

【景観】

計画地近傍には中野四季の森公園が存在し、人の滞留が考えられることから、必要に応じて圧迫感の調査地点の追加をするとともに、その変化の程度について予測・評価すること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○坂本部長 ただいまの御説明に対して何かございますでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告します。

次に、「立川都市計画道路 3・3・30 号 立川東大和線 (立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間) 建設事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

まず、前回の事業者との質疑応答及び都民の意見を聴く会について事務局から資料の説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、まず資料 2-1 をご覧ください。前々回に続きまして、前回は活発な御審議をありがとうございました。こちらの資料は前回、前々回の 2 回にわたる審議におきまして、委員の皆様からいただいた指摘や質問事項などと、それらに対しまして事業者から御説明などいただいたことを環境影響評価項目ごとに大気汚染から順に、また環境影響評価項目に区分できない事項はその他として一覧表に整理したものでございます。

冒頭、お詫びさせていただきたい事項がございます。こちらの一覧表についてですが、前回、4 番を振ることを失念してございまして、1 番、2 番、3 番、5 番と続いてございます。これは委員の皆様と事業者のやりとりの会議資料への記載漏れということではなくて、単に番号を振り間違えたものです。ケアレスミスでございまして大変申し訳ございません。

今回、資料を提示させていただくに当たって、事務局で番号を修正させていただくことも検討しましたが、前回の御審議において例えば 2 番の事項、それから 6 番の事項という具合に、委員の皆様、事項番号を呼び合う形での御審議がかなりなされてございます。今回での修正となりますと、前回までの御審議、議事録との兼ね合いなどがわかりにくく、煩雑になる面もございますので、本件の評価書案審議に関しましては、4 番は欠番ということで、このまま総括審議に進めていただければと存じます。今後の案件においてこのようなことがないように、くれぐれも留意してまいりますので御容赦いただければと存じます。申し訳ございませんでした。

前々回の御審議で委員の皆様からいただいた御指摘、質問事項などと、それらに対する事業者の方の説明などのやりとりは、表の一番右側の取扱いの欄に 9/20 部会にて回答済みと記載してございます。また、前々回の御審議などを踏まえ、前回の御審議で委員の皆様からいただいた御指摘、質問事項などと、それらに対する事業者の説明などのやりとりは、例えば 5 番の 2 段目のように、取扱いの欄に 10/23 部会にて回答済みと記載し、また事業者の説明や回答を伴わない委員の皆様からの指摘など、コメントのみとなっているものについては、例えば 2 番の 2 段目のように、取扱いの欄に 10/23 部会にてコメント済みと。またちょっと飛

びますが、24 番をご覧いただきたいのですが、24 番のように、事業者が退席後に頂いたコメントについては、10/23 部会にてコメント済みということと、【事務局対応】事業者へ伝えると整理させていただいてございます。

10 ページから 20 ページにかけてこの一覧表を整理しておりますが、全部で 26 事項以上と、数的にも多く、時間の都合もございますので、ここでは読み上げなどについては割愛させていただきたいと存じます。

本件については、委員の皆様には前回の御審議の最後に、本日の総括審議に向けてこちらの一覧表に整理させていただいた事項の中から総括審議の場で御審議いただく事項を挙げていただき、そして絞り込んでいただきました。本日の総括審議で御審議いただく事項は、2 番の騒音・振動、5 番の土壌汚染、8 番、14 番の景観となります。これらについてはそれぞれ取扱い欄に総括審議事項へと記載しております。

以上、雑駁ではございますが、この一覧表についての説明でございます。詳細については適宜スクロールしてご覧いただければと存じますし、また、本日の御審議の中で訂正などございましたら、適宜挙げていただければと存じます。

続いて、資料 2-2 について説明します。こちらは、去る 10 月 29 日に開催しました都民の意見を聴く会において 4 名の公述人の方からいただいた公述意見の概要を整理したものです。

1 の事業計画に関する公述意見ですが、環境的見地からの御意見、環境影響評価に関する御意見というよりは、事業計画そのものに対する御意見ですので、本日のこの審議の場におきましては、ご覧のとおり、資料に記載、提示させていただくに留めさせていただきたいと存じます。

3 の大気汚染については、PM2.5 の評価、環境影響調査に関する御意見。

4 の騒音・振動については、2 点目の学校環境衛生基準をクリアしているとしているが、児童・生徒の教室の窓を閉め切った状態に押し込めることになるのではないかと。それは教育環境に本当にふさわしいのかなど、結果は環境に適正とはほど遠いなどの御意見をいただいております。

5 の景観は、都の考えでは、植栽だけで良好なのか。

6 のその他としては、都民の意見を聴く会そのものに対する御意見をそれぞれいただいております。

詳細については、適宜スクロールしてご覧いただければと存じます。

説明は以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、資料 2-1 と資料 2-2 について御質問、御意見がございましたらお願いします。
かなり項目が多いので少し時間を置きたいと思います。

○池本委員 新しい情報としては、都民の意見を聴く会が開催されたことかなと思うのですが、もしよろしかったら、その会の状況をもう少し御説明いただけるとありがたいのですが。

○森本アセスメント担当課長 基本的には、4 名の方からこちらに記載の意見をいただいたということで、全般としては事業計画に関する意見が非常に多かったところが、4 人の公述人の方の公述を終えてのところでございます。どちらかというところ、環境影響評価、アセスに関するところについては、大気汚染、騒音・振動、景観に収斂される面がありまして、どちらかというところ、事業計画についてのところが多かったというのが全体を振り返ってのものであります。

あとは 6 番で、実際のところ、都民の意見を聴く会そのものについても御意見をいただきました。正味 4 人ということでしたので、お一人 15 分ずつ公述いただいたということで、およそ 1 時間程度の中での会でございます。

○坂本部長 そのほかございますか。

○宮越委員 6 のその他の都民の意見を聴く会に関してなのですが、意見の中で、公述人の募集にあれこれ条件をつけて募集したのではないかというコメントが書いてあるのですが、私は実は参加して、特段何かフィルタリングしているようなことは全く見えなかった。広く皆さん参加されているのではないかなと思ったのですが、募集のときに条件と思われるようなことがあったのでしょうか。募集基準がもしあったら教えてください。

○森本アセスメント担当課長 要件というか、基本的には都民の方に御参加いただくことと、要旨を 800 字以内に収めていただくこと、あとは都民の意見を聴く会の公述人募集の記事が、紙面の都合で小さかったというところから、そうしたことを気にされてのことではないかと捉えてございます。

○坂本部長 そのほかにもございますでしょうか。

それでは次に資料 2-3 について事務局から説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知しました。資料 2-3 「立川都市計画道路 3・3・30 号 立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、平成31年3月28日に「立川都市計画道路3・3・30号 立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、3月28日に諮問いただいた後、8月26日に現地視察、そして9月20日と10月23日に質疑及び審議を経て、10月29日に都民の意見を聴く会を開催。そして本日総括審議、11月29日に答申の予定と記載しております。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足しているが、現況を大きく上回り、その影響も懸念されていることから、環境保全のための措置の内容について詳細を記載するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこと。

【景観】

計画道路による景観への影響を長期的に低減させるため、より一層の環境保全のための措置を検討し、周辺の公共施設とも連携しながら、地域景観に十分に考慮された緑を創出するとともに、適切に維持管理すること。

説明は以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、項目を御担当の委員からコメントがありましたらお願いします。意見が、騒音・振動と景観ですが、まず、騒音・振動のほうから。

騒音・振動に関しては、新しい道路を建設ということで、アセスの枠組みでは、環境基準ということで、環境基準の枠組みを提案するものですから、幹線道路、大きな道路をつくるので、どうしても基準のレベルが高くなっていることに対して住民の方々の御意見もありますし、それからWHOの勧告に関しても住民の方から触れられているところもありますので、

もちろん環境保全のための措置について十分配慮することと、何よりも地域住民の方々に対して十分説明をしていただくことが重要だろうという意見です。

それから、景観に関してコメントはございますでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 景観を御担当いただいている宗方委員が本日欠席ということで、コメントを預かっておりますので代読させていただきます。

今回整備される車道に沿った歩道やその植栽、設備だけではなく、市や学校、自衛隊などの公共施設と協力しながら、そこの事業により減少した緑への配慮を行い、事業者には完了後も適切に維持管理を行うことで、地域景観への長期的な影響を低減するための理念として示すものであるということをお願いいたします。

○坂本部長 その他、コメントや御質問等ございましたらお願いします。

○保高委員 土壌汚染の前にコメントしてもよろしいですか。

○坂本部長 はい、お願いします。

○保高委員 騒音・振動では、「その影響も懸念されていることから、環境保全のための措置の内容について詳細を記載するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこと。」と書かれておまして、その措置の内容は書くけれども、措置の効果みたいなものに関しては、結果として全く下がらないような状況になるかもしれないということは説明の範囲の中ではないのかなという感じがしてまして、そのあたりは、この表現からどこまで読み取るのかということをお願いいたします。

○坂本部長 議論の中で環境保全のための措置で、騒音対策について書かれている部分はあるのだけど、いろいろなところに分散していたり、定型的な表現になっていたりということがあったので、環境保全のための措置の内容についてわかりやすく記載してくださいというのが、まず最初の「記載するとともに」というところです。

○保高委員 この中では、対策の効果みたいなことについては特段求めないという理解でよろしいですか。幾つかの対策がとられていて、その結果、どれぐらい……。

○坂本部長 もちろん、その効果については予測の結果として出てくるので。

○保高委員 そういう理解でいいですか。

○坂本部長 はい。

○保高委員 ありがとうございます。

あと、土壌汚染に関して、11 ページの 5 で「総括審議事項へ」ということがございましたが、旧陸軍施設等において油汚染土壌が出てくるのはかなり一般的なことなのですが、現状

では土壌汚染については確認されていないということなので、これは出たときにしっかり対応してくださいということで、総括審議の報告事項の中には入れずにコメントとして付記させていただきたいと考えています。

○坂本部長 今の意見についてはいいですか。

○森本アセスメント担当課長 前回は御審議の中でこちらのことは御指摘させていただいて、事業者もこちらについては伺っているということで、改めて事務局からこの点についてはお伝えしておきたいと思います。

○坂本部長 その他御質問等ございますでしょうか。

○池本委員 今、保高先生から騒音・振動の件で御意見をいただいた件で、私の認識だと、事後調査はやっていくので、その中で明らかにこの事業が原因で影響が大きいとか、そういうことがあったら、追加的に対策せざるを得ないのかなと思うのですが、そういったところで効果は担保されていくのかなというふうには考えていまして、その認識でよろしいでしょうか。事業者の判断の部分もあると思います。完璧に全てがやれるとは思わないのですけれども、そういったところはコミュニケーションをとって必要なことはやっていくという認識を持っているのですが、事後調査の結果の報告のときとかに追加でこういう対策をしたとか、そうしたら出てくるのかなと思うのですが、そうした認識でよろしいでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 基本的にこれが今回が評価書案ですから、今回の意見を踏まえてまた評価書に反映されていく面が出てくると思います。御指摘いただいたとおりで、実際、その評価書で掲げていたことが、どのように結果として出ていっているのかということの中では、環境保全のための実施状況等は示されていくことになりますので、そうした認識でよろしいかと思います。

○坂本部長 その他、ありますか。

それでは、ただいま説明した内容で次回の総会に報告します。

次に「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。

なお、審議の進め方については、本日の2回目では、前回出させていただいた質問、コメントに基づき議論をしていただき、総括審議へ向けたまとめの場としていただきたいと思いますと考えております。御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、事業者の方は席の移動をお願いします。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、資料3をご覧ください。委員の皆様、それから事業者、前回は活発な御審議をありがとうございました。こちらの資料は、前回第1回目の御審議において委員の皆様からいただいた指摘や質問事項などと、それらに対して事業者から御説明、御回答をいただいたことを環境影響評価項目ごとに、大気汚染から順に一覧表に整理したものです。表は、左から番号、項目、委員の皆様からの指摘、質問事項等、さらにその右に委員の皆様からの指摘、質問事項に対する事業者の説明、御回答など、さらに右の欄には本部会で回答済みなど、取り扱いを記載してございます。

書式については、先ほど御審議いただいた案件と同様のものとしてございます。

25 ページから参りますと、1番、2番が大気汚染について、3番、4番が騒音・振動、5番が日影、6番が電波障害、7番が風環境、8番が景観、そして9番が史跡・文化財として記載してございます。

時間の都合もありますので、読み上げなど具体的な説明はここでは割愛させていただきます。適宜スクロールいただき、ご覧いただければと存じます。また、委員の皆様、事業者、訂正などがありましたら適宜御発言いただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○坂本部長 それではまず、資料3の前の質疑応答について御意見や修正等がありましたらお願いします。

特に修正等はないようですので、引き続き事業者の方との質疑応答を行うことといたします。前回では、日影、景観、電波障害については問題なしというコメントをいただいております。これらの項目以外でコメントをいただいた項目についてはいかがでしょうか。

最初に、本日欠席の大気汚染と風環境について事務局でさらなるコメントの預かりはございますか。

○森本アセスメント担当課長 大気汚染を御担当の日下委員からは特になしと。それから風環境を御担当の宗方委員からは、さらなる質問やコメントは特にありませんということでございます。

○坂本部長 それでは、御出席の委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

○宮越委員 2番の大気汚染に関連して、この指摘に関連してなのですが、追加で教えていただきたいことがあるのですが、周辺のこういった、首都高の地下化等も含めまして大規模工事では、事業者と情報共有とかそういった枠組みみたいな取り組みはなされるのでしょうか。というのは、2番に示されるような対策においては、おそらくそういった情報共有は欠

かせないと思いますので、追加で教えていただきたいと思います。

○事業者 八重洲一丁目北地区は日本橋周辺5地区の中の1地区でございます。その中で今開発段階でこの5地区は情報共有の場を持って進めております。これから工事の段階に入っていきますと、横の連携をとりながら、影響が少なくなるような調整等もやっていきたいと思っております。

○宮越委員 わかりました。今回、大気汚染の項目ですが、ほかの項目についてもぜひ情報共有をしていただきたいのと、あと、特定地域が選定されていない地盤とか水循環についても、この計画書を見ると大規模な掘削が予定されていますし、周辺でも大規模な掘削が予定されていますので、これらの項目についても広く情報共有をしていただければと思います。コメントです。

○事業者 承知しました。

○坂本部長 その他、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、特にほかに御質問等ないようですので、質疑は終了したいと思います。事業者の皆様、ありがとうございました。事業者の方は元の席に戻ってください。

それでは、以上の議論を踏まえ、次回の総括審議へ向けた審議事項の候補を挙げておきたいと思いますが、事務局で本日欠席委員のコメントを預かっているとのことですので御紹介いただきたいと思います。

○森本アセスメント担当課長 大気汚染を御担当の日下委員からですが、本事業では、予測結果である二酸化窒素、98%値が環境基準を超過していることから、こちらの1番の事項について総括審議で検討すべきという意見をいただいております。

また、宗方委員からは、風環境については、これ以上の審議事項とする必要は余りないと思うというコメントをいただいております。

以上でございます。

○坂本部長 それでは、1番の大気汚染に関しては検討するというにしたいと思いません。

その他、いかがでしょうか。3番、4番の騒音・振動に関しては、基準を超えているところも非常に高いレベルになっているということもありますので、検討はしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 3番の事項についてということで、それを総括審議の候補となさりたいということでしょうか。

○坂本部部长 4番ですかね。

○森本アセスメント担当課長 4番ですか。3番と4番。

○坂本部部长 4番です。

○森本アセスメント担当課長 はい。

○坂本部部长 そのほか、いかがでしょうか。

○池本委員 今、日下委員から、1番について取り上げるべきというお話をいただいたのですが、1番は上と下と2つあるのですが、こちらは両方合わせてということですか。

○森本アセスメント担当課長 説明が足りず申し訳ございません。1番の上段のほうについてということで伺っております。

○坂本部部长 そのほかにご覧いただけますでしょうか。

特に、そのほかにも御意見はないようですので、それでは総括審議に向けてまとめるに当たっては、1番の上段の部分と4番を候補としたいと思います。

各審議案件については部部长と各項目の委員と個別に相談していきたいと思いますが、最終的な案に向けては部部长に一任していただければと思います。

その他、御意見等がございましたらお願いします。

特に御意見がないようですので、この審議は終了したいと思います。ありがとうございました。

本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかにも何かございますでしょうか。

それでは特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午前10時50分 閉会)